

消費者基本計画の平成24年度前半の実施状況に関する検証・評価・監視  
関係省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目

12月4日(火)16:00～17:00

| テーマ   | 施策番号 | 具体的施策  | 実施時期   | 担当省庁等                                  | ヒアリング対象省庁等    | ヒアリング項目   |
|-------|------|--|--|--|---------------|---|
| 消費者教育 | 87   | 消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。<br>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。 | 一部実施済み。消費者教育推進会議の取りまとめ結果(平成24年4月6日)を踏まえ、継続的に実施します。 | 消費者庁<br>文部科学省<br>関係省庁等                 | 消費者庁<br>文部科学省 | 「消費者教育推進法」の成立に伴い、国・各地方自治体が学校・大学や地域における消費者教育、人材育成等に係る新たな責務を担うこととなったこと踏まえ、以下の事項について説明されたい。<br><br>1. 消費者教育推進会議の組織・運営等についての検討状況・内容・今後の予定等について説明されたい。<br><br>2. 今後、国と地方の役割分担を踏まえて消費者教育を推進していく前提として、各地方自治体における消費者教育推進体制(担当部局、協議会や推進計画の整備状況、財源・人員の状況等)やその自治体間格差について、実態把握のための調査等を行っているか。あるいは今後行う予定はあるか。<br><br>3. 推進法の成立後、自治体の消費者行政担当部局と教育委員会の連携促進が積極的に図られるよう、消費者庁と文部科学省から、どのような働きかけを行っているか。<br><br>4. 学校・大学における消費者教育の推進に関し、これまで十分に取り組んでこなかった自治体の自主的な取組を促すため、どのような働きかけを行っているか。また、今後、国はどのような支援策を講じていくのか。<br><br>5. 地域における消費者教育・啓発の推進に関し、地域の関係主体間の連携や人材の育成・確保を促進するため、国はどのような働きかけを行っているか。また、今後、国はどのような支援策を講じていくのか。<br><br>(以上、消費者庁、文部科学省) |
|       | 90   | 消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。  | 継続的に実施します。   | 消費者庁<br>文部科学省                          |               |   |
|       | 93   | 新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。<br>また、学校における消費者教育推進のための調査研究の実施や学校における消費者教育に関する協議会の開催、指導事例集の作成などを通じて新学習指導要領を踏まえた消費者教育の充実を図ります。  | 継続的に実施します。   | 文部科学省                                  |               |   |
|       | 94   | 新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。   | 一部実施済み。<br>継続的に実施します。                              | 消費者庁<br>金融庁<br>総務省<br>法務省<br>関係省庁等     |               |   |
|       | 95   | 大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施します。   | 継続的に実施します。   | 文部科学省                                  |               |   |
|       | 96   | 担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。  | 継続的に実施します。   | 消費者庁<br>公正取引委員会<br>金融庁<br>法務省<br>文部科学省 |               |   |
|       | 97   | 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。   | 一部実施済み。<br>継続的に実施します。                              | 消費者庁<br>文部科学省                          |               |   |
|       | 98   | 社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。  | 継続的に実施します。   | 文部科学省                                  |               |   |

消費者基本計画の平成24年度前半の実施状況に関する検証・評価・監視  
関係省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目

12月4日(火) 17:00～17:30

| テーマ       | 施策番号  | 具体的施策  | 実施時期   | 担当省庁等         | ヒアリング対象省庁等    | ヒアリング項目   |
|-----------|-------|--|--|---------------|---------------|---|
| エステ・美容医療等 | 39    | ① エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。<br>② 施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めていきます。 | 継続的に実施します。   | 厚生労働省         | 厚生労働省<br>消費者庁 | 1. まつ毛エクステンションに関する生活衛生関係営業等衛生問題検討会における現在までの検討状況と論点、及びそれらを踏まえた今後の取組方針について説明されたい。<br>2. 美容医療サービスを利用する消費者(患者)への説明責任の徹底については、「診療情報提供等に関する指針」を再周知したとのことだが、その実効性をどう考えるのか。<br>3. 厚生労働省の所掌事務として「所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること」が挙げられていることから、当委員会による建議の中で指摘した金額、キャンセル時の取扱等の事前説明についても指針に盛り込むべきではないか。(以上、厚生労働省)<br>4. 美容医療サービス等の自由診療については、消費者保護の観点から、医療法に民事ルールを導入すべきではないか。厚生労働省で対応が困難であるならば、医療法を消費者庁との共管としてはどうか。(厚生労働省、消費者庁)<br>5. 平成24年9月に「医療機関ホームページガイドライン」を発出されたところ、美容医療のホームページについての現状認識とガイドラインの効果について説明されたい。<br>6. 第96回委員会において「(医療機関ホームページ)ガイドラインを都道府県に通知する際に、都道府県の方から問題事例、疑義照会の事例を報告していただく仕組みを併せて設けたい」と発言されたが、それらの報告状況について説明されたい。(以上、厚生労働省) |
|           | 39-2  | 美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。   | 引き続き実施します。   | 厚生労働省         |               |   |
|           | 39-3  | まつ毛エクステンションに係る消費者被害防止策について検討し、措置を講じます。   | できる限り早期に結論を得ます。  | 厚生労働省         |               |   |
|           | 43    | 特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。                                | 関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。 | 消費者庁<br>関係省庁等 |               |   |
|           | 153-3 | 国民・患者に対する適切な情報提供の観点等から、医療機関のホームページに関する指針を整備し、医療機関の自主的な取組を促します。   | 平成24年度中に指針を整備します。                                      | 厚生労働省         |               |   |